



# いじめ防止基本方針

六ヶ所村立尾駁小学校

# I 基本方針の主旨

いじめ防止対策推進法（平成 25 年 6 月 28 日法律第 71 号）

## 第一章 総則

（学校及び学校の教職員の責務）

第 8 条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

（学校いじめ防止基本方針）

第 13 条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

## 1 はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- 児童、教員の人権感覚を高めます。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

## 2 「いじめ」とは（いじめ防止対策推進法第 2 条を参照して）

（定義）

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

具体的ないじめの態様は、次のようなものがある。

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 3 基本的な認識

次のような基本的な考え方に立って、いじめの問題に対処していく。

- ① いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも、起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人間として許されない卑怯な行為である。
- ③ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する
- ④ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ⑤ いじめはいじめられる側にも問題があるという先入観をもって指導に当たらない。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

### 4 校内体制について

- (1) 校務分掌に「いじめ対策委員会」を位置付ける。構成は、校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、学年主任、（配属スクールカウンセラー）等とする。
- (2) 役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するを行う。
- (3) いじめの相談があった場合には、当該学年担任を加え、事実関係を把握、関係児童・保護者への対応について協議し合う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報取り扱いを考慮しながら、本校の教員が共有するようにする。
- (4) 学校評価においては、年度毎の取組について、児童、保護者からのアンケート調査、教員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

### 5 いじめを未然に防止するために

〈児童に対して〉

- (1) 児童一人一人の変化に気付く、鋭敏な感覚をもち、正しい解釈をするように努める。  
具体策：生徒指導や特別支援教育等児童理解に係る研修を開催し、教職員全員で学び合う。  
具体策：年数回「学校生活アンケート」をとり、その結果を Q-U や教育相談と関連させながら、結果から児童の様子の変化などを教員全体で共有する。
- (2) 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。  
具体策：児童に自己存在感を与え、児童相互の共感的人間関係を高めるための思いやりスター活用方法（具体的に思いやりスターをどのように行っていくか）を学級経営案に記載し、教職員全員で学び合う。
- (3) 学校や学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。  
具体策：「よい子の暮らし」及び「よい子のきまり」に記載されている学校のルールを毎学期の初めに確認する等の時間を設定する。  
【全校で重点的に取り組む事項】あいさつ・返事・言葉遣い  
学級における大切なルールと全校で重点的に取り組む事項の規範意識を高めるための手立てを学級経営案に記載し、教職員全員で学び合う。  
例：学級における大切なルールは何か、どのように指導して守らせるか等の規範意識を高める手立てを明記する。また、全校で重点的に取り組む事項である、あいさつ・返事・言葉遣いに関する指導法も明記する。
- (4) 分かる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。  
具体策：各教科における教材研究の仕方、授業方法を指導主事等の先生方から学ぶ。

## 六ヶ所村立尾駁小学校いじめ防止基本方針

- (5) 思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級指導を通して育む。  
具体策：思いやりの心や命の大切さの指導の核となる指導内容・活動を進度表へ明確に位置付ける。
- (6) 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつようさまざまな活動の中で指導する。  
具体策：全教育活動を通して、「いじめは絶対に許さない」という土壌をつくる。「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることをさまざまな活動を通して児童に示す。  
具体策：年1回、人権教育を行う時間を設定する。  
具体策：校長が、「いじめ問題」に関する講話を全校集会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気付いた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。  
具体策：児童会で「いじめ問題」に関する取組を行う。  
具体策：いじめ防止標語コンクールを実施し、優秀な作品をのぼり旗にして意識付ける。
- (7) 見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、他先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。
- (8) 児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。  
具体策：児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切を伝える。  
具体策：「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、参観日、学校評議員会等で伝えて、理解と協力をお願いする。

### 6 いじめを早期発見するために

いじめは早期発見、早期解決が大切である。いじめが発生する前には、子供の行動に必ず何らかのサインが見られる。よって、本校では、以下のようなチェックリストを活用し、いじめ（の芽）を早期発見することに努める。教師は、以下のチェックリストにある子供のサインを見逃すことなく、日々指導にあたっていくこととする。

## 六ヶ所村立尾駁小学校いじめ防止基本方針

### 《教室における子供のサインチェックリスト》

サインチェック項目	チェック欄
(嫌な) あだ名が聞こえる・あだ名で呼び合う様子が見られる。(〇〇菌等も含む)	
席替えなどで近くの席になることを嫌がる様子が見られる。(机をびったりとくっつけない)	
〇〇ごっこ等でいつも、みんなが嫌がる役割をしていたり、やられ役になったりしている。	
何かトラブルが起きた際、特定の児童の名前のみが出る様子が見られる。	
教室内の掲示物や器物に対するいたずらや落書きが見られる。	
多くの子が特定の子と握手等の身体的接触を拒否する様子が見られる。	
係り活動などの仕事でいつもみんなが嫌がる仕事を特定の子が行っている。	
特定の子の持ち物が良く無くなる・良く壊れる。	
教室内(及び特定の子)の机や椅子、教材などが長い間、乱雑になっている様子が見られる。	
筆記用具等の貸し借りが多い様子が見られる。	
休み時間に一人でいることが多い。(教室内に限らず)	
グループ学習等友達と協力しなければならない活動で、全く発言する様子が見られない。	
掃除時間中、特定の子の机のみ運ばれない様子が見られる。	

※ 以上の複数項目にチェックがついた場合、早急に児童への教育相談を行う。また、生徒指導部が実施する「生活アンケート」も活用しながら、教師の目に見えにくい、いじめ(の芽)も把握していくこととする。

### 《家庭内における子供のサインチェックリスト》

サインチェック項目	チェック欄
学校や友達のことを話さなくなる。	
友達やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。	
朝、なかなか起きなかったり、学校に行くことをしぶる。	
登校時刻になると体調不良を訴える。	
食欲不振・不眠を訴える。	
学習時間が急激に減る・成績が急激に下がる。	
持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされていることがある。	
下校後、理由のはっきりしない衣服の汚れが見られる。	
下校後、理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。	
友達からの電話に出たがらなかったり、友達からの誘いを断ったりする。	
交友関係が急に変わる。(今まで仲が良かった友達との交友が全くなくなる。)	
休日など部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。	
頻繁にお小遣いを要求する。	

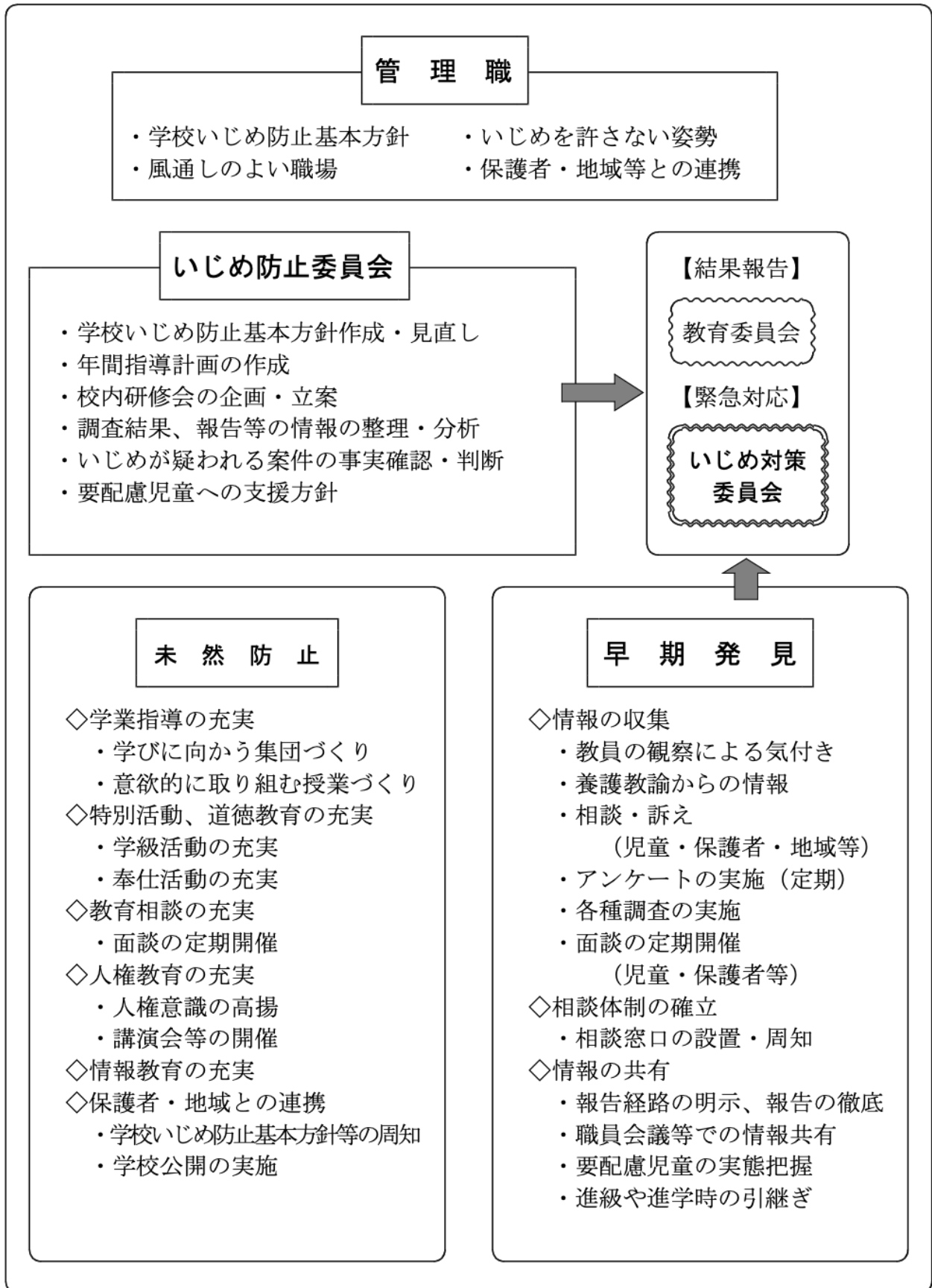
※ 家庭内における子供のサインチェックリストに関しては、以下のような活用方法がある。

- ① 子供の家庭での様子を聞き出す中で、該当する項目がないか注意する。
- ② 学級通信や参観日等で保護者へ知らせる等して、家庭においても子供の様子を注意して見てもらうようにする。
- ③ 家庭での気付きを学校に知らせてもらうことで、学校内での様子も注意して見るようにする。

以上のことを通して学校と家庭が連携していじめの早期発見に努めるようにする。

別紙 1

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



## Ⅱ いじめの早期発見

### 1 早期発見のための手立て

いじめを早期発見するためには、アンケートや個人面談の実施など早期発見のための機会を設けることのほか、家庭地域との連携が大切である。

加えて、児童生徒が気軽に相談できる環境をつくることが重要であることから、日頃から児童生徒をよく観察するとともに、積極的に関わりをもつことで信頼関係を構築することを心がける。

### 2 情報を共有する場の設定

#### (1) 教職員の積極的な声かけと異変への気付き

ア. 普段から児童へ声をかける。

イ. 児童の様子に変化が感じられる場合は、一人で解釈せず、職員集会時に話題に出してみることで職員間で情報を共有するように努める。

#### (2) 組織での実態把握

ア. 児童の様子を担当をはじめ多くの教員で見守り、気付いたことを共有する場を設ける。(職員朝会や職員集会時の情報交換等) → いじめ防止委員会

イ. 養護教諭や特別支援コーディネーター等の担任以外の教職員が、声かけや観察を実施する。→ いじめ対策委員会(校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・学年主任・担任・養教・SC)

ウ. 校内研スクールカウンセラーや教育相談員等に声かけや観察を依頼する。

### 3 個人面談の実施

※ 実施方法は別紙実施要項に掲載

### 4 アンケートの実施

※ アンケート様式・実施方法は別紙実施要項に掲載

#### (1) アンケート用紙回収後の対応

ア. 担任が各クラスのアンケートを回収し、内容を確認後、記述があるものに付箋を貼る。※記述がある場合は、事前の計画通りに対応する。

イ. 学年生徒分のアンケート用紙を学年主任が集約し、内容を確認する。

ウ. 全校生徒分のアンケート用紙を学校いじめ対策組織が集約(アンケート結果を校長・教頭に報告)、保存する。※ 図工準備室書類保管棚へ保存する。

#### (2) 定期的ないじめのアンケート等の管理

ア. 定期的ないじめのアンケート等については、いじめがないという回答であっても適切に保存する必要があること。→ 児童全員分を保管する。

イ. 児童生徒や保護者から、相当長期間が経過した後、いじめの重大事態の申立てがなされることもあり得ることを踏まえ、最低でも回答した児童生徒が卒業するまで保存することが望ましいこと。→ 中学校卒業後に処分する。(義務教育期の保管)

#### (3) アンケート調査の保存期間

いじめ調査により把握した情報の記録は、設置者の文書管理規則等に基づき、適切に保存する。

### 5 保護者からの情報提供(訴えの聴き取りのポイント)

保護者が、学校へ思いを伝えようと行動を起こすまでには、様々な葛藤や迷いがあったことを考慮する必要がある。「問題を解決してほしい」「子供を守って欲しい」という思いが強いあまり、感情的な言い方になってしまう場合もある。また、一方的な主張や事実誤認がある場合もある。

そうした保護者の心情や訴えに対して、その場で「そんなことはないと思います」「それは事実と違います」等の否定的な回答をしても、受け入れてもらえなかったり、保護者のプライ

## 六ヶ所村立尾駁小学校いじめ防止基本方針

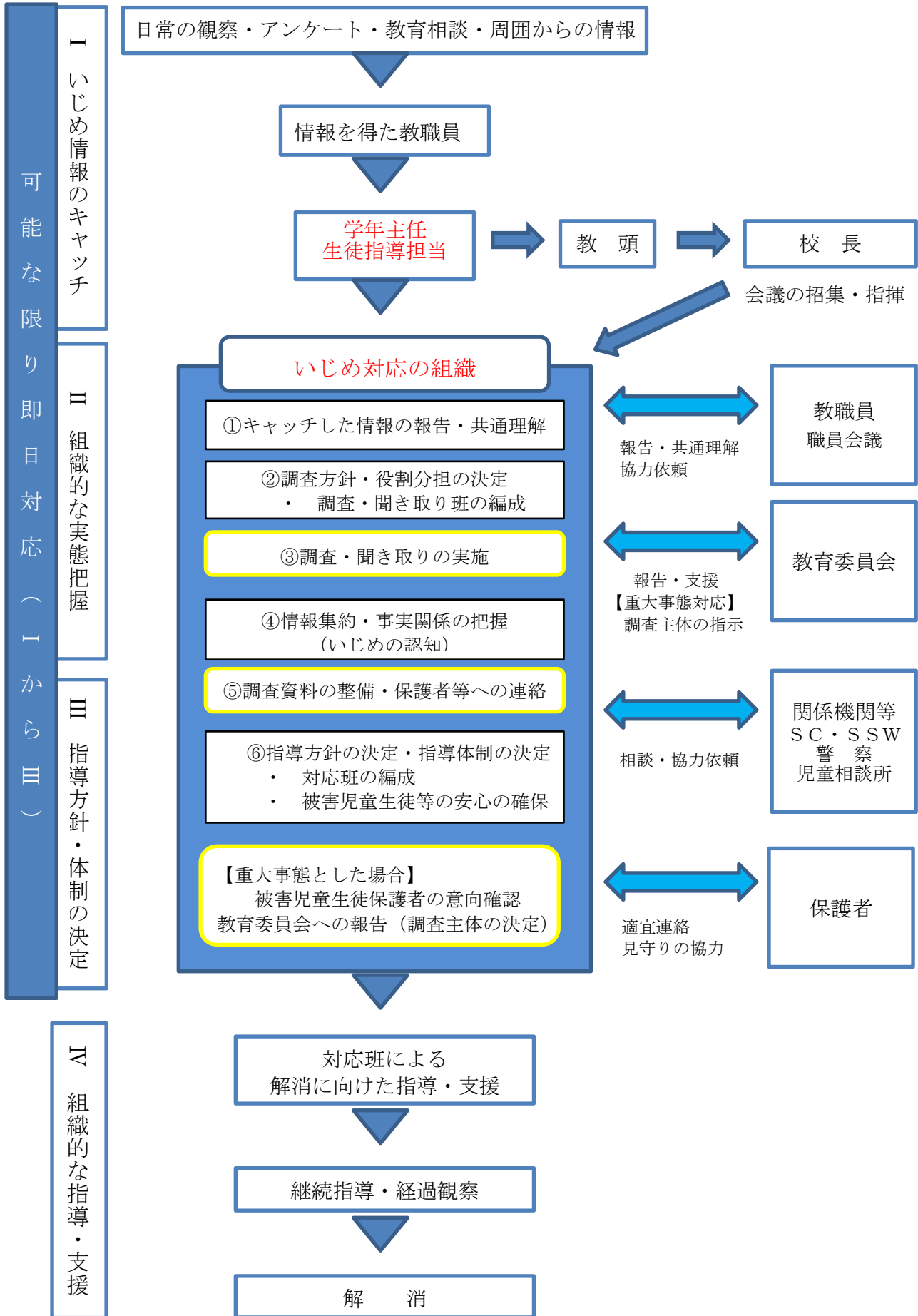
ドを傷つけたりする結果となり、学校への不信を募らせるケースが多いことから、次のような手順で対応すること。

### ■ 対応の手順

- (1) 保護者の話を遮らずに傾聴し、保護者の心情の理解に努める。
    - ア. 話の細部や事実関係にとらわれず、保護者の話を傾聴し、主訴（何を求めているのか）をとらえるとともに、心情理解に努める。
  - (2) 心配や不安を与えたことに対する言葉がけと協力依頼を行う。
    - ア. 保護者の心情を察した言葉がけと共に、学校が主体的にいじめを解決しようとする姿勢を伝える。  
(例) 「お母様に、学校のことで不安な思いやご心配をおかけしたことについて、学級担任として申し訳ない気持ちでいっぱいです。解決したいと思いますので、詳しくお話を聞かせてもらってもいいですか。」
  - (3) 保護者の持っている情報の確認をする。
    - ア. 重要な部分は、伝聞による情報（いつ、誰から聞いたか）、主観的情報（保護者自身の理解による情報）、客観的事実の3つの観点を区別して聞き取るようにする。
  - (4) 調査事項や解決したい事項の確認をする。
    - ア. 何を調べて欲しいのか、何を解決して欲しいのかを両者で確認する。その際、学級でのアンケートの実施、情報源の告知の可否等、調査に当たっての要望等も確認しておく。
  - (5) 回答期日の見通しを伝える。
    - ア. どの程度の期間で回答できるか、見通しを伝える。
  - (6) 協力へのお礼を述べる。
- ### ■ 留意事項
- (1) 以下のような発言は慎む。
    - ア. 「先月のことなので、分からないと思いますよ。」
    - イ. 「気のせいだと思いますよ。」
    - ウ. 「そんなことないと思いますが、とりあえず調べてみます。」
  - (2) 保護者から、いじめの認知に関する同意や判断を求められても、断定的な言い方や推測で話さない。



### いじめ対応の基本的な流れ（フロー図）





## 1 いじめ情報のキャッチ

いじめに関する本人からの訴え及び周囲からの通報，教職員の目撃等で，いじめ情報をキャッチした場合は，いじめの内容について，聞き取り等を行い，情報を記録する。

### (1) 確認する内容

- いじめの内容（いつ，どこで，だれが，だれに，何を，どのように）
- 本人の場合は，心身の状況等確認（ケガやあざ，現在の気持ち）
  - 苦痛に感じていることは何か。
  - 具体的にどんな行為をやめてほしいのか。
  - 今後いじめる児童とどのような関係でいたいのか。
  - 学校生活の中で配慮してほしいことは何か。等
- この情報を知っている人（観衆・傍観者，保護者等）

### (2) 留意事項

- ア. 周囲に気づかれず，落ち着いて話ができるように場所や時間について配慮する。
- イ. 廊下や教室等，周囲の者に見られる可能性のある場所は避ける。
- ウ. 訴え又は通報してくれた思いや勇気について，しっかりと受け止めて対応する。  
「よく教えてくれたね。先生はうれしいよ。」
- エ. 通報者を全力で守ることを伝え，安全を確保する。
- オ. 聞き取り記録を残す。（聞き取り日時，聞き取りした者，通報者等，聞き取り内容）
- カ. 本人である場合は，その日のうちに保護者連絡を原則とする。

## 2 内容の確実な連絡

### (1) 確認した内容を次の人へ確実に連絡する

- ア. 学年主任
- イ. 生徒指導主事（主任）
- ウ. ハートフルリーダー（いじめ防止推進教師）
- エ. 教頭

### (2) いじめ対応の組織の開催

- ア. 校長の意を受け，ハートフルリーダーは，早急に「いじめ対応の組織」を開催し，いじめの調査，認知及びその後の事案対処について話し合いをもつ。

## 3 留意事項

被害児童及び通報者を守る観点から，緊急いじめアンケートを実施して，情報収集する方法も考えられる。この場合も，被害児童及び通報者への説明を十分に行い，理解を得た上で実施する。



#### 4 組織的な実態把握

- 「（調査のための）いじめ対応の組織」の開催【フロー図の①～⑤】
- キャッチした情報を組織の中で共有し，共通理解を図る。
- 関係者の絞り込みや聞き取りのポイント等を確認する。また，聞き取り班の編成や保護者連絡等，役割分担を決める。
- 聞き取りのための体制を確認し，聞き取りを実施する。

##### (1) 聞き取り一斉の原則

- 聞き取りは，児童一人一人を個別に行うことを原則し，できるだけ一斉に行う。
- 聞き取りの順番は，被害児童後に加害児童を行う。
- 特に，加害児童が複数いる場合に十分な計画のもとに聞き取りを行う。

##### (2) 確認する内容

- 聞き取りする内容を確認（いつ，どこで，だれが，だれに，何を，どのように）
- 場所（周囲の者に気づかれずに聞き取りできる場所を確保する。）
- 不測の事態を考慮し，2階以下の場所を使用する。
- 時間（緊急時以外は，放課後の時間を利用する。）
- 担当者（機械的に担当者を決めるのではなく，児童との関係性を考慮して決める。全職員体制で担当者を決める。）

##### (3) 留意事項

- ア．関係する児童の帰宅が遅くなる可能性がある場合は，事前に家庭連絡をする。その場合も，帰宅時間の見通しを伝え，その時間前に聞き取りを終える。
- イ．聞き取りの前に，用便，水分補給等について確認する。
- ウ．指導と聞き取りは切り分けて行う。事実確認を終える前の指導的な発言は，決めつけにつながり，信頼を損なう。
- エ．加害児童が複数いる場合は，相互の聞き取りについて突き合わせを行い，食い違う点や不明な点を確認する。確認を終えるまでは合流させない。



## 5 聞き取り後の対応

- (1) 聞き取り内容から事実確認を行い、いじめとして認知するかどうかを組織として決定する。
  - ア. 明らかにすべき事項について、関係者から聞き取った情報をもとに、「**聴取結果整理表**」(別紙参照)を作成し、まとめる。
  - イ. 「聴取結果整理表」から、組織としてどのように判断したかを調査結果(教育委員会の定める様式等)に記載する。
- (2) 議事録を残す。(開催日時, 出席者, 案件, 決定事項等)
- (3) 関係者の保護者に対して、聞き取りにより確認した内容を家庭訪問又は電話等で説明する。(※家庭訪問は複数で対応する)
  - ア. 保護者等へ説明する際の留意点
    - 調査結果については、被害加害相方の保護者に報告することになるが、その後に争いになることのないよう、十分な説明を行う必要がある。
      - ※ いじめ防止対策推進法第二十三条5項の定めにより、学校は、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置を講じる必要がある。
    - 調査結果を曖昧にして、再発防止に力点を置いた説明は、被害加害相方の保護者から理解を得られない。
    - いじめの事実が確認できない場合も、単に「確認できなかった」と伝えるのではなく、どのような調査を実施したのか、調査の過程をしっかりと説明して、主体的に事実を明らかにしようとした学校の姿勢を伝える。
- (4) 教育委員会へいじめ事案発生(場合によっては「いじめの認知」)の一報を入れる。
  - ※ 各教育委員会の規定に従って報告する。



## 6 指導方針・体制の決定

- 「（指導・支援のための）いじめ対応の組織」の開催【フロー図の⑥】

### (1) いじめの解消に向けた指導・支援のための計画について協議する。

ア. 次のことについて、指導・支援の内容と担当者を決めていく。

- 重大事態にあたる事案であるかの検討
- 被害児童及び保護者への対応（支援内容，担当者）
- 加害児童及び保護者への対応（指導・支援内容，担当者）
- 周囲の児童への対応（指導内容，担当者）
- 関係機関等への支援要請の検討（要請の内容，担当者）
- （小中学校）出席停止等の検討
- （高校）懲戒処分等の原案検討
- 報告書の作成・提出（担当者）

イ. 留意事項

- 被害児童が安心して学べるよう，必要に応じて，加害児童の別室指導等も検討する。
- 学校として謝罪の場を安易に設定しない。被害児童，加害児童及び保護者の状況を把握し，十分協議の上で行う。ただし，加害児童の保護者の意思で謝罪を行う場合は，学校として妨げるものではない。

### (2) 「臨時職員会議の開催」（全職員体制で早急に対応する必要がある場合）

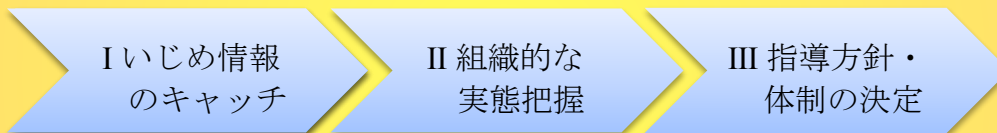
次の内容について伝達・確認する。

- 全教職員への周知と情報共有
- 今後の対応策と役割分担

### (3) 議事録を残す。（開催日時，出席者，案件，決定事項等）

## いじめの事案対処は，最優先の業務です！

いじめ情報のキャッチから指導体制や指導方針を決定するまでは，**即日に対応**することを原則とする。



特に，被害児童及び保護者は，不安な気持ちであることから，今後どのように対応していくかについて，その日のうちに電話または家庭訪問で伝えるなど，不安軽減に努める。



## 7 組織的な指導・支援

被害児童及び加害児童の指導・支援については、対応班を組織し、相互の担当者と連携して対応していく。また、対応班は必要に応じていじめ対応の組織の開催を要望し、情報共有を行うとともに、指導方針等について指示を受ける。

### (1) 被害児童への支援

ア. 次のことについて、指導・支援の内容と担当者を決めていく。

- 今後の対応について、本人の要望を十分考慮して支援していく。
  - ※ 謝罪受け入れの意思、加害児童との付き合い方、教室環境への配慮等
- 本人の不安（疎外感、孤立感等）の払拭に努め、教職員等が支えることを約束する。
- 定期的な面談の実施を確認
  - ※ 週1回程度から始め、状況に応じて間隔を空けていく。
- 教育相談担当やスクールカウンセラー等による心のケア

イ. 留意事項

- 状況に応じて、被害児童、通報者を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

### (2) 被害児童の保護者への対応

ア. 今後の見守りや支援について、理解と協力を求める。

- ※ 家庭訪問等、対面で伝えた方がよい場合は、電話で了解を得る。
- ※ 被害児童が複数の場合は、学校で説明することを検討する。

イ. 今後の対応について、要望を聞き取る。

- ※ 謝罪の場の設定、定期的な電話連絡等

ウ. 留意事項

- 不安や心配を抱かせたことに対し、学校として謝罪をする。
- 「心配をお掛けし、申し訳ありませんでした。」
- 学校の対応方針をしっかりと伝え、理解を得た上で、協力を依頼する。
- 家庭訪問は、複数の職員で対応する。
- 電話や家庭訪問した際の記録（時間、対応した相手、主なやりとりの内容等）を残す。

I いじめ情報のキャッチ

II 組織的な実態把握

III 指導方針・体制の決定

IV 組織的な指導・支援

### (3) 加害児童への指導・支援

ア. 再発防止に向けた指導・支援を心がける。

- 自己の問題点に気付かせる指導を心がける。
- 毅然とした指導と共に、できるだけ本人に発言させ、対話的に指導する。
- 本人なりの解決策を考えさせ、解決に向けた支援をしていく姿勢を伝える。
- 今後の生活に向けた目標・決意をもたせる。
- 定期的な面談の実施を確認
  - ※ 週1回程度から始め、状況に応じて間隔を空けていく。

イ. 留意事項

- 叱責や説諭にとどまらず、振り返りの時間を計画的に積み重ね、真に反省に至るよう粘り強く指導する。
- 加害児童の置かれた環境や人間関係等、背景の理解に努め、加害児童の心情も理解した上で指導する。
- 加害児童の言動をしっかりと見極め、形式的な謝罪にならないよう粘り強く説諭する。

### (4) 加害児童の保護者への対応

ア. 再発防止に向けた指導・支援を心がける。

- 今後の指導・支援について、理解と協力を得る。
  - ※ 家庭訪問等、対面で伝えた方がよい場合は、電話で了解を得る。
  - ※ 加害児童が複数の場合は、学校で説明することも検討する。
- 今後の対応について、要望を聞き取る。
  - ※ 謝罪の場の設定、定期的な電話連絡等

イ. 留意事項

- 軽微ないじめほど、保護者の納得を得られない場合が多い。説明する際に「法に照らし、いじめであるかどうか」という議論に陥らないよう配慮する。あくまでも、その行為が「他者を傷つけている」という点に焦点を当て説明する。
  - ※ こうした状況を避けるためには、年度始めに「学校のいじめ防止対策」について、保護者に対して丁寧に説明しておくことが重要である。
- 保護者としての怒り、失望、自責の念が生じることを理解する。保護者の気持ちが追い詰められると、防衛的あるいは攻撃的な態度となることがある。子どもよさや今後の変容への期待を伝えたり、保護者の苦労や努力を認めたりしながら対応する。特に、加害児童がいじめの事実を認めていない場合には、主観的な推測を挟まず、相互の事実認識を正確に伝える。

I いじめ情報のキャッチ

II 組織的な実態把握

III 指導方針・体制の決定

IV 組織的な指導・支援

(5) 周囲の児童への対応

- 被害児童や保護者の意向を確認して対応する。
- 観衆や傍観した児童に対して、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- 再発防止に向け、今後の対応を教師と児童で共有する。

ア. 好ましくない対応

- 中には心を痛めながらも傍観者の立場にいた者もある。なぜ先生は気付かないのかと感じていた者もいるかもしれない。そのような中で、教師の指導が正義をふりかざすような表面的な説諭や感情的な主張に終始すれば、禁止的な指導としか映らず、結果的に子どもの心に届かなかったり、子ども自身の主体的な問題解決能力につながらなかつたりする。

イ. 学級（ホームルーム）全体の問題とすることが不適当な場合

- 本人の秘密にしたい事象が明かされ、孤立が深まる恐れがある場合
- 学級（ホームルーム）内の信頼関係、学級（ホームルーム）の自浄能力が不十分で、問題の解決にとって効果がないと考えられる場合
- ・本人や保護者が学校や担任に不信感を抱いている場合

## いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

- ① 被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定します。

- ② いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害児童本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要があります。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければなりません。

※「解消」を急ぐことなく、組織的に十分な見守り等の支援を続けることが大切です。

例えば、同じ集団の中でいじめが潜在化し、ターゲットが変わりながら継続することも考えられます。



### Ⅲ 重大事態への対応

#### 1 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- (1) いじめの事実を確認した場合、教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、いじめ防止対策推進法に即して、教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に対応する。
- (2) 地域全体で、「いじめは絶対に許さない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域での会合等で、いじめ問題等健全育成についての話し合いを奨めることをお願いします。

#### 2 本校におけるいじめに対する対応（重大事態発生時）

##### (1) 重大事態とは

- ① 児童が自殺又は自殺を企図した場合
- ② 児童に精神性の疾患が発生した場合
- ③ 児童が身体に重大な障害があった場合
- ④ 児童が金銭を奪いとられた場合
- ⑤ 児童が相当の期間不登校で欠席になった場合（年間30日を目安とする）

##### (2) 学校いじめ防止対策委員会の組織

###### ① 構成員

ア. 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任（学級担任）、養護教諭、（スクールカウンセラー等必要に応じて外部専門家）

※ 会議の進行は教頭が行う。

###### ② 役割

ア. 基本方針に基づく取組の実施や計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。

※ 学校評価にいじめ防止の取組に関する項目を設定し、基本方針や具体的な取組について見直し、改善を図る。

イ. いじめの相談や通報の窓口となる。

ウ. いじめや問題行動に関する情報の収集と共有を行う。

エ. いじめの疑いに関する情報があったときには、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との対応、関係機関との連携等を組織的に実施するための中核となる。

##### (3) 重大事態の報告

- ① 重大事態が発生した場合は、学校は教育委員会へ報告し、その後学校の設置者において調査主体（学校の設置者又は学校）を判断する。
- ② 学校の設置者が、調査組織や調査組織の構成員を決定する。
- ③ 第三者（心理・福祉の専門家、教職経験者、生徒指導の関する学識経験者、相談業務に従事している関係機関の専門家等）からなる機関を設け、調査する。

## 六ヶ所村立尾駁小学校いじめ防止基本方針

### (4) 基本的な報告事項

- ① 被害児童の氏名，学年・性別
- ② 欠席期間・その他児童の状況
- ③ 児童・保護者から重大事態である旨の訴えがある場合はその内容

### (5) 重大事態の報告例

#### ① 事実関係の把握

重大事態が発生したことを真摯に受け止め，全校児童及び保護者に対してアンケート等を行い，事実関係を把握し，調査委員会に速やかに提出する。その際，被害児童の学校復帰が阻害されないようにする。（いつ頃から，誰から行われ，どのような態様，学校・教職員のこれまでの指導経過等）

#### ② 調査結果の取りまとめ

重大事態の発生から，1ヶ月を目途に聴取した内容を書面にとりまとめる。（不登校児童への聴取を申し入れたが実施できなかった場合などにはその旨も記載）調査機関に当該児童が学校復帰した場合も，その時点の聴取内容を取りまとめる。また，聴取した内容を踏まえて，当該児童が学校に復帰できるように家庭と連携して，今後の方策を考える。

#### ③ 聴取の結果説明

聴取結果について，当該児童及び保護者に説明する。また，希望する場合には，いじめを受けた児童又は保護者の所見をまとめた文書を，聴取の結果の報告に添えることができる旨を説明する。

#### ④ 地方公共団体の長への報告

聴取の結果を等書面にして，地方公共団体の長に報告する。報告を受けた地方公共団体の長は，当該報告に係る重大事態への対処又は，当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認める時は再調査を行うことができる。（調査実施には協力する）

「六ヶ所村いじめ防止基本方針（令和3年1月改訂）」より

## 6 重大事態への対処

### (1) 教育委員会又は学校による対処

ア 次に掲げる重大事態が発生した場合には，その事態に対処するとともに，速やかに「学校いじめ対策組織」又は「六ヶ所村いじめ問題対策委員会」において，事実関係を明確にするための調査を行います。

○ いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

○ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

イ 調査を行うに当たっては，必要に応じて第三者を参画させます。

ウ 当該児童生徒及びその保護者に対し，調査結果等の必要な情報を適切に提供します。

エ 教育委員会は，学校が調査を行う場合は，必要な指導及び支援を行います。

オ 教育委員会は，学校で重大事態が発生した場合，速やかに村長へ報告します。

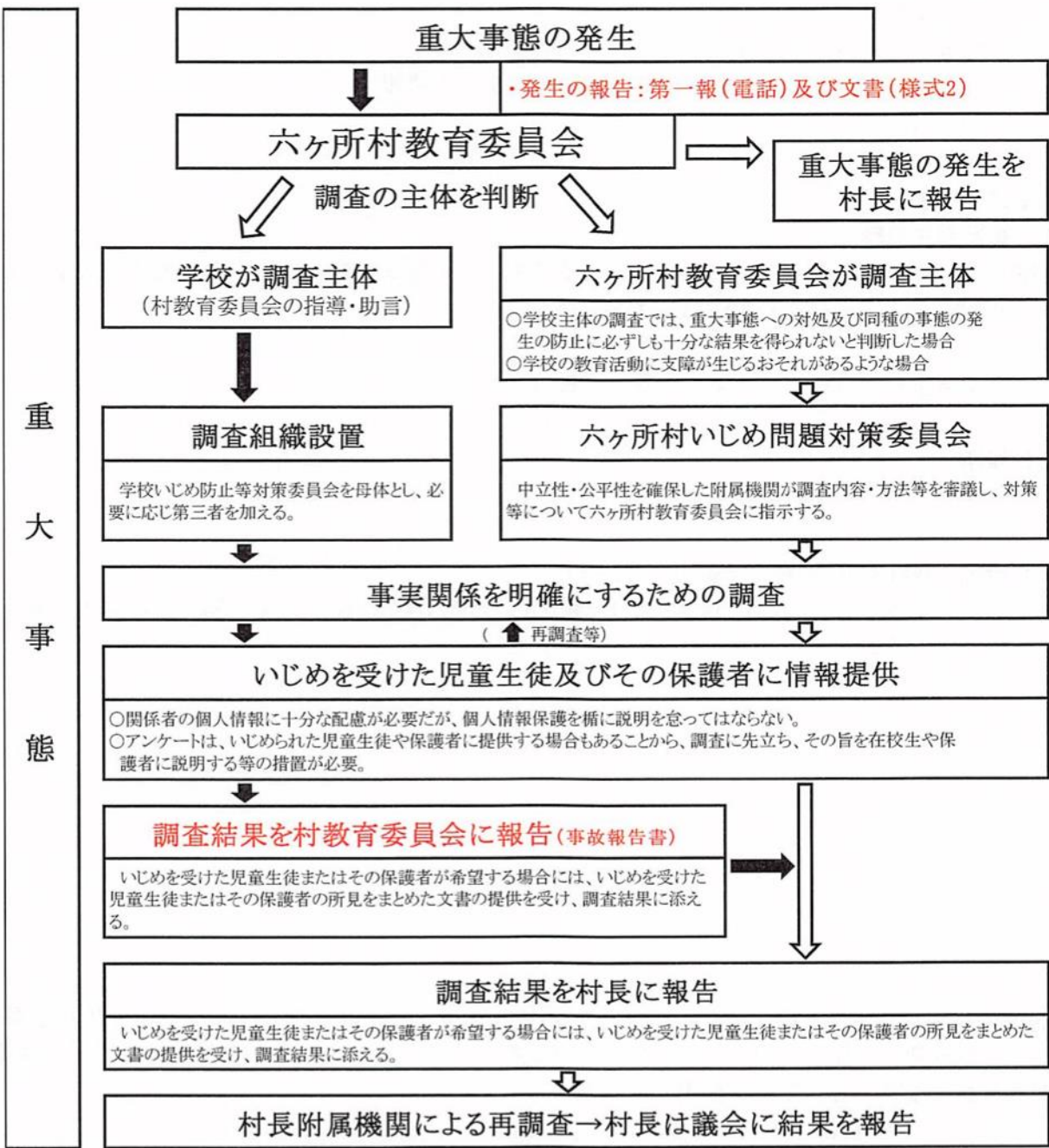
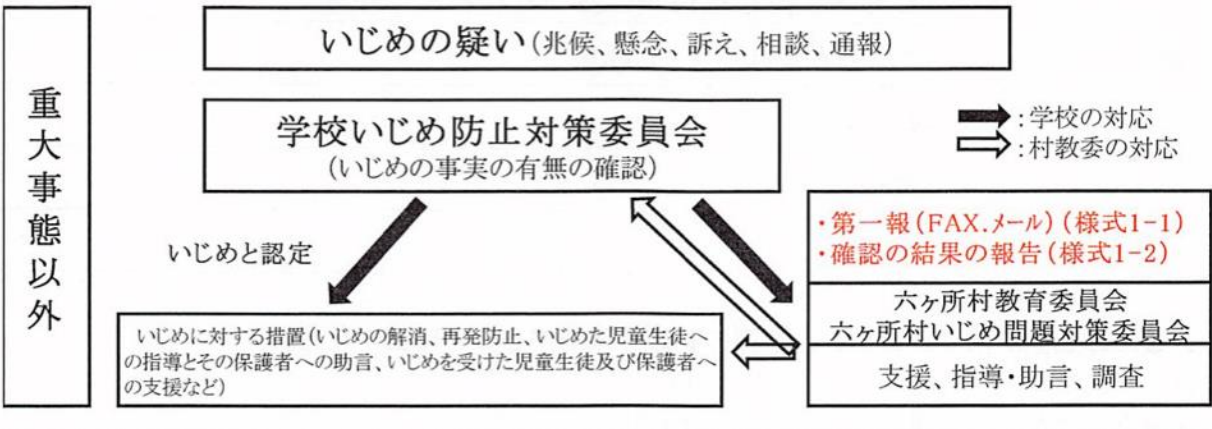
### (2) 村長による対処

ア 必要があると認めるときは，第三者の参画を得た組織を設ける等の方法により，教育委員会又は学校による調査の結果について再調査を行うことができます。

イ アの調査を行ったときは，その結果を村議会に報告します。

ウ 村長及び教育委員会は，アの調査の結果を踏まえ，重大事態への対処又は重大事態の発生の防止等のために必要な措置を講じます。

「いじめ防止対策推進法」及び「六ヶ所村いじめ防止基本方針」  
に基づくいじめ対応フロー図



# 〈アンケート〉 安心してすごせる学校を目指して

【回答日】 月 日 【回答者】 年 組 男 ・ 女

みなさんは夢や目標がありますか。夢や目標に向かうためには、自分に自信をもつことが大切です。自信をもつためには、集団の中で認められることが大切です。そのためには、集団の中においても安心してすごせることが大切です。

そこで、みなさんが夢や目標に向かって進めるように、日ごろの生活が安心できるものかどうかをふりかえってみましょう。あてはまるものに○をつけてください。（複数回答可）

① ひやかしたり、からかわれたりする。（いやなあだな、わるぐちなど）

ア. したことがある    イ. されたことがある    ウ. 見たことがある    エ. ない

② 乱暴なことばで強く注意する。

ア. したことがある    イ. されたことがある    ウ. 見たことがある    エ. ない

③ 何度も仲間はずれにしたり、無視したりする。

ア. したことがある    イ. されたことがある    ウ. 見たことがある    エ. ない

④ 軽くぶつかったり、遊ぶふりをしてたたいたり、けったりする。

ア. したことがある    イ. されたことがある    ウ. 見たことがある    エ. ない

⑤ 強くぶつかったり、たたいたり、けったりする。（暴力）

ア. したことがある    イ. されたことがある    ウ. 見たことがある    エ. ない

⑥ お金や物をとられたり、かしてと言われたりする。

ア. したことがある    イ. されたことがある    ウ. 見たことがある    エ. ない

⑦ お金や物を隠したり、盗まれたりする。

ア. したことがある    イ. されたことがある    ウ. 見たことがある    エ. ない

⑧ いやなことや恥ずかしいことを人（友達など）に命令したことがある。

ア. したことがある    イ. されたことがある    ウ. 見たことがある    エ. ない

⑨ いやがるようなことを、書いたり送ったりする。（ネットの掲示板、メール、3DS、紙、落書きなど）

ア. したことがある    イ. されたことがある    ウ. 見たことがある    エ. ない

⑩ その他に誰かにされて嫌だったことや、傷ついたことがあったら教えてください。

【いつ】  
【どこで】  
【だれに】  
【どうされた】

⑪ この学校は、どのくらい安心してすごせるかな。5段階で評価してみよう。

【安心】 5      4      3      2      1      【不安】

## ネットいじめ発生時の対応の流れ

### 【携帯電話・インターネットの掲示板を利用したいじめ】

【ネット上の主なメディア】  
掲示板 ブログ  
SNS LINE  
学校裏ネットなど

誹謗中傷・悪口・嫌がらせ

悪質な書き込み

【いじめの発生】

多くの人の目にさらされ、  
大きな精神的苦痛・負担

### 【ネットいじめが発覚したら】

#### 【児童は】

- 1 「反論等の書き込みをしない」  
※ 不用意な応答は、事態を悪化させます。
- 2 「一人で悩まない」  
※ 保護者や学校に相談する。

#### 【家庭では】

- 1 書き込み内容の確認や保存をして、学校や警察に相談する。
- 2 早めの対応が被害の拡大を防ぐことを心得る。

#### 【学校では】

- 1 状況を把握する。  
※ 記録・保存する。
- 2 被害児童・保護者の意向を踏まえ、警察等の関係機関に相談し、連携を図る。  
※ 書き込みの削除依頼など事態の拡大を防ぐ手立てを講じる。  
◆ 常に児童の状態に留意する。  
◆ 法的・技術的な知識が求められる場合は、専門家に相談する。

### 【書き込みの削除依頼】

#### 【サイト・掲示板の管理者を確認する】

削除用アドレスや入力フォームが掲載されている。

#### 【管理者に削除を依頼する】

削除して欲しい具体的な内容をメールで送信する。

#### 【管理者が削除依頼に応じない場合】

プロバイダに削除依頼することができる。

#### 【トラブルが解決しない場合】

警察に相談をする。

### 【悪質な書き込みは罪に問われることも】

### 【名誉棄損罪、侮辱罪、脅迫罪、迷惑行為防止条例違反など】

- 【事例1】 男子中学生が、同じ女子中学生に、「死ね」などの脅しや中傷するメールを送りつけた（脅迫罪）
- 【事例2】 男子高校生が掲示板に同じクラスの女子生徒に関する卑わいな書き込みをしたり、中傷する言葉を書き込んだりして、逮捕された。（名誉棄損）

【いじめの疑いがあり、いじめの事実の有無を確認することになった場合】  
様式1号-1（法第23条）

## いじめ防止対策推進法に基づく報告（送信票）

送信先	六ヶ所村教育委員会 学務課長
送信元	学校名：六ヶ所村立尾駁小学校
	送信者名：
発信期日	令和 年 月 日（ ）

### 1 いじめの疑いがあり、いじめの事実の有無を確認することに至った経緯

- ※ 以下に該当するものを○で囲んでください。
- ・ 児童生徒からの情報（アンケートを含む）
  - ・ 職員による情報
  - ・ 保護者からの相談・情報
  - ・ 外部機関（教育委員会・警察・地域住民等）からの情報
  - ・ その他（ ）

### 2 事案の概要

#### （1）事案発生日時

- ※ いじめを疑う事案が発生した日を記載してください。（例：児童生徒のアンケート実施日や、児童生徒、保護者、外部から相談・通報があった期日など）  
事案発生日：令和 年 月 日（ ）

#### （2）場所

#### （3）概要

- ※ 時系列で簡潔に記載してください。
- ※ 関係生徒の氏名、保護者名は記載せず、児童A（生徒A）、児童A保護者等により記載ください。
- ※ 提出に当たっては、鑑は不要。
- ※ 本様式をメール又はFAXにより、「六ヶ所村教育委員会 学務課長」宛てに提出する。
- ※ FAXをする場合、委員会に事前に、FAXを送る旨の電話をする。
- ※ 本様式提出後、いじめの事実の有無の確認ができ次第、別途「様式1号-2」により提出する。

FAX：0175-72-2243

e-mail：rks99030@rokkasho.jp



【重大事態の場合】

様式2号（法第28条関係）

〇〇〇〇親第 号  
令和 年 月 日

六ヶ所村教育委員会教育長 様

六ヶ所村立〇〇〇学校  
校長 〇〇 〇〇 印

## いじめによる重大事態発生に関する報告

このことについて、下記のとおり報告します。

### 記

- 1 関係児童生徒（加害児童生徒及び被害児童生徒）
- 2 発生の日時及び場所
- 3 重大事態の概要（事態の状況及び対応の経過など）
- 4 今後の対応

※ 用紙の大きさは、A4縦長とする。



## 【いじめ事案に係る聴取結果整理表（例）】

いじめ事案に係る聴取結果整理表(例)

	対象者	青森太郎	青森花子	青森次郎	青森菊子
	聴取日	令和元年9月1日	令和元年9月1日	令和元年9月1日	令和元年9月2日
	聴取時間	15:00～16:00	15:00～16:00	15:00～16:00	16:00～16:40
	対応者	山田教諭	山川教諭	山本教諭	山本教諭
	場所	相談室A	音楽準備室	相談室B	相談室B
確認事項 1	5月10日5校時の運動会練習の際、A君に対して太郎君と花子さんが後方から石を投げつけた。	A君の後ろに座っていた。石を地面に向かって投げた記憶はあるが、A君に向かって投げた記憶はない。 花子さんは、石を投げていない。	太郎君は私の隣に座っていた。太郎君がA君に向かって石を投げているのを見た。 A君に当たったのを見て、笑ってはいけなかったと思ったが、つい笑ってしまった。 私は石を投げていない。	A君に向けて、小石を投げているのは、太郎君と花子さんではないかと思うが、投げたところを見たわけではない。 ただ、A君に当たると、二人でクスクス笑っているのは見た。	誰が投げたかわからないが、A君に当たったのは見た。その後で、太郎君と花子さんがクスクス笑っているのを見た。
確認事項 2	5月10日6校時の運動会練習の際、A君に対して後方から太郎君が、「お前、消えろ」と言った。	自分は絶対に言っていない。	私は、聞いていない。		
確認事項 3	被害者等の聞き取りにより、いじめの疑いのある行為を客観的な視点で、できるだけ具体的に記述します。	聞き取り時の記録を整理して、確認事項の裏付けとなる事実や相違点等について記述していきます。 対象者を主語として、客観的事実と主観的理解が区別できるように記述します。	被害・加害及びその保護者の求めにより、公表されることを前提に、内容や表現を精査する必要があります。		

いじめ事案に係る聴取結果整理表(例)

	関係者	青森太郎	青森花子	青森次郎	いじめ防止対策委員会としての判断
	聴取日	令和元年9月1日	令和元年9月1日	令和元年9月1日	
	聴取時間	15:00～16:00	15:00～16:00	15:00～16:00	
	対応者	山田教諭	山川教諭	山本教諭	
	場所	相談室A	音楽準備室	相談室B	
	事案との関わり	行為者として	行為者として	目撃者として	
確認事項 1	5月10日5校時の運動会練習の際、A君に対して太郎君と花子さんが石を投げつけた。	A君の後ろに座っていた。石を地面に向かって投げた記憶はあるが、A君に向かって投げた記憶はない。 花子さんは、石を投げていない。	太郎君は私の隣に座っていた。太郎君がA君に向かって石を投げているのを見た。 A君に当たったのを見て、笑ってはいけなかったと思ったが、つい笑ってしまった。 私は石を投げていない。	A君に向けて、小石を投げているのは、太郎君と花子さんではないかと思うが、投げたところを見たわけではない。 ただ、A君に当たると、二人でクスクス笑っているのは見た。	太郎君によるいじめ行為として認知する。 【理由】 太郎君は、聞き取りの中で、A君に向かってではないものの、石を投げた行為は認めている。 また、花子さんや次郎君の聞き取りの状況から、故意、過失の判断はつかないが、太郎君の投げた石がA君に当たった可能性が高いと判断した。
確認事項 2	5月10日6校時の運動会練習の際、A君に対して後方から太郎君が、「お前、消えろ」と言った。	自分は絶対に言っていない。	私は、聞いていない。	自分は聞いていない。	行為の事実を確認するに至らなかった。
確認事項 3					

## いじめ防止プログラム

時期	内容	場面	対象	主管
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針の確認と共通理解</li> <li>P T Aあいさつ運動</li> <li>学級開き</li> <li>生徒指導情報交換</li> </ul>	職員会議 登校時 学級活動 放課後	教職員 児童 児童 教職員	教頭 P T A生活委員会 担任 生徒指導部
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>Q - Uアンケート</li> <li>生徒指導情報交換</li> </ul>	学級活動 放課後	児童 教職員	担任 生徒指導部
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめアンケート</li> <li>教育相談</li> <li>ソーシャルスキル / 構成的グループエンカウンター</li> <li>情報モラル教室</li> <li>生徒指導情報交換</li> </ul>	学級活動 放課後 学級活動  学級活動 / 総合 放課後	児童 児童 児童  児童 教職員	担任 担任 担任  研修部 生徒指導部
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止ポスター作成</li> <li>アセス</li> <li>生徒指導情報交換</li> </ul>	学級活動 学級活動・夏休み 放課後	6年児童 3~6年 教職員	生徒指導部 P T A生活委員会 生徒指導部
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>Q - U会議</li> <li>P T Aあいさつ運動</li> <li>生徒指導情報交換</li> </ul>	職員会議 登校時 放課後	教職員 児童 教職員	生徒指導部 P T A生活委員会 生徒指導部
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止標語コンクール</li> <li>生徒指導情報交換</li> </ul>	放課後	児童 教職員	計画委員会 生徒指導部
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>Q - Uアンケート</li> <li>生徒指導情報交換</li> </ul>	放課後	教職員	生徒指導部
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめアンケート</li> <li>ソーシャルスキル / 構成的グループエンカウンター</li> <li>生徒指導情報交換</li> </ul>	学級活動 学級活動  放課後	児童 児童  教職員	生徒指導部 担任  生徒指導部
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒指導情報交換</li> <li>アセス</li> </ul>	放課後 学級活動・冬休み		生徒指導部 担任
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>Q - U会議</li> <li>P T Aあいさつ運動</li> <li>生徒指導情報交換</li> </ul>	職員会議 登校時 放課後	教職員 児童	生徒指導部 P T A生活委員会 生徒指導部
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめアンケート</li> <li>教育相談</li> <li>ソーシャルスキル / 構成的グループエンカウンター</li> <li>情報モラル教室</li> <li>生徒指導情報交換</li> </ul>	学級活動 放課後 学級活動  学級活動 / 総合 放課後	児童 児童 児童  児童 教職員	担任 担任 担任  研修部 生徒指導部
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒指導情報交換</li> <li>いじめ防止基本方針の見直し</li> </ul>	放課後	教職員	生徒指導部 教頭